

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： ソフトウェア輸出に係る中国の税務

日本企業が中国企業とソフトウェア使用許諾契約またはソフトウェア委託開発契約を締結し、中国企業にソフトウェアを輸出し、その代金の支払を受ける場合には、中国でいくつかの税金が源泉徴収され、残余の金額が送金されるというのが原則です。今回は、その税金について解説します。

1. 中国の課税関係

日本企業がソフトウェアの対価の支払を受ける時には、ソフトウェアの輸出形態に応じて、中国で次のように課税されます。

(1) 使用許諾契約に該当する場合

日本企業が開発したソフトウェアの使用権を中国企業に許諾し、対価として使用料を受領する場合における中国での課税関係はつぎのようになります。

(単位：人民元)

項目	税率	金額
ソフトウェア使用料(総額)	-	1,000,000
営業税	5%	▲50,000
企業所得税	10%	▲100,000
日本企業への送金額	-	850,000

営業税とは、中国国内において課税役務の提供、無形資産取引、不動産取引、建設等を対象として課税される税金です。税率はソフトウェアの使用許諾収入に対し5%となります（中国営業税暫定条例第1条、第4条）。

企業所得税とは、中国国内において、企業及びその他団体が取得した所得に対して課税される税金です。日本法人が取得するソフトウェア使用料に課税される税率は10%となります（中国企業所得税法实施条例第91条、日中租税条約第12条）

(2) ソフトウェア（複製物）の販売に該当する場合

日本企業がソフトウェアをCD-ROMもしくはUSBメモリ等に収録し、複製物を中国企業に輸出する場合には、物の販売と同様、輸入側である中国企業は通関手続きを行い、輸入関税及び輸入増値税を申告・納税しなければなりません。

増値税とは、物品の販売や加工、修理、補修役務の提供、物品の輸入を行う場合に適用される税金です。増値税の標準税率は17%ですが、音声映像製品および電子出版物に該当する場合、13%の低税率が適用されます。

ソフトウェアの販売に該当する場合、中国企業は当該ソフトウェアの複製物に対して完全な所有権を有しますが、ソフトウェアをコピーして販売したり、プログラムを改編したりするような行為をする場合は、上記(1)の使用許諾に該当することに留意する必要があります。

(3) 委託開発契約に該当する場合

日本企業が中国企業からソフトウェア開発委託業務を受注し、日本において開発役務を提供する場合、開発したソフトウェアの所有権は発注企業である中国企業が有することとなり、受注者である日本企業は著作権などの財産権を一切有しないこととなります。

この場合、中国での課税関係はつぎのようになります。

(単位：人民元)

項 目	税 率	金 額
ソフトウェア開発料(総額)	-	1,000,000
営業税	5%	▲ 50,000
日本企業への送金額	-	950,000

日本企業の全ての開発役務は中国国外（日本）で提供されるため、役務報酬は中国国外源泉所得となり中国で企業所得税が課税されることはありません。

なお、ソフトウェア開発後、引き続き中国企業に対してカスタマイズサービスやインストールサービスを提供する場合には、日本企業が技術者を中国に派遣することが多くなります。この場合、その派遣業務に係る報酬は中国国内源泉所得に該当します。このような場合、その日本企業は中国に恒久的施設を有すると認定され、恒久的施設に帰属する部分の報酬は中国国内源泉所得として中国で企業所得税が課税されることに留意する必要があります。

2. 日本の税金関係

中国で課税された5%の営業税は日本の法人税法上、損金処理することができます。また、中国で徴収された10%の企業所得税は日本の法人税法上、外国税額控除の対象となります。

一方、上記1.(2)のソフトウェア販売に該当する場合には、輸出取引に該当するため、日本における消費税は免除されます。

お見逃しなく！

中国からソフトウェア使用料を送金する際には、中国の商務部門および著作権所轄部門にて事前登録をしなければなりません(コンピュータソフトウェア著作権登録規則第3条、第4条、第6条)。その登録手続きを完了させるのに約1ヵ月間かかることに留意する必要があります。

また、ソフトウェアの販売に該当する場合、中国企業の方で通関手続を行わない限り、販売代金を海外に送金できないことにも留意する必要があります。